

特別の法人無料職業紹介事業【変更届】提出書類

特別の法人無料職業紹介事業届出の事項について変更があった場合に手続きが必要です。
変更事項に応じ《添付書類》を組合せ、手続きを行ってください。
届出・申請期限は、変更事後10日以内、ただし職業紹介責任者の氏名又は住所については30日以内、変更に伴い登記事項証明書を添付する場合については当該変更に係る事項のあった日の翌日から起算して30日以内となります。
不明な点は、秋田労働局需給調整事業室までご確認ください。

■印は、職業紹介事業を行う事業所毎に作成が必要です。

《様式等》

☐	【様式第6号】特別の法人無料職業紹介事業変更届出書〔記載例参照〕	正1、写し2
--------------------------	----------------------------------	--------

《添付書類》

法人又は団体の名称、住所の変更 ※電話番号のみを変更した場合も変更届出が必要となります。

☐	定款（現行の定款と相違ないことを証明）	正1、写し1
☐	登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ＊ ＊ 添付を省略できる場合がありますので秋田労働局需給調整事業室に確認願います。 ＊ ＊	正1、写し1

事業所の名称の変更

☐	定款 <u>変更が加えられた場合のみ</u> （現行の定款と相違ないことを証明）	正1、写し1
☐	登記事項証明書（履歴事項全部証明書） <u>変更が加えられた場合のみ</u> ＊ ＊ 添付を省略できる場合がありますので秋田労働局需給調整事業室に確認願います。 ＊ ＊	正1、写し1

事業所の所在地の変更 ※電話番号のみを変更した場合も変更届出が必要となります。

☐	定款 <u>変更が加えられた場合のみ</u> （現行の定款と相違ないことを証明）	正1、写し1
☐	登記事項証明書（履歴事項全部証明書） <u>変更が加えられた場合のみ</u> ＊ ＊ 添付を省略できる場合がありますので秋田労働局需給調整事業室に確認願います。 ＊ ＊	正1、写し1
■	事業所使用权を証明する書類（※使用目的が「事務所」であること） ＊ 自己所有の場合…建物の登記事項証明書 ※添付を省略できる場合がありますので秋田労働局需給調整事業室に確認願います。 ＊ 賃貸借の場合 …賃貸借契約書 ＊ 転貸借の場合 …原契約書、転貸借契約書、所有者の承諾書	正1、写し1 写し2 写し2
■	事業所のレイアウト図（面積、個人情報保管場所、職業紹介責任者、面談スペース等）	正1、写し1

代表者、役員に関する変更

☐	登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ＊ ＊ 添付を省略できる場合がありますので秋田労働局需給調整事業室に確認願います。 ＊ ＊	正1、写し1
--------------------------	---	--------

※総会議事録等、就退任がわかる資料の添付が必要です。

職業紹介責任者に関する変更

■	住民票 <u>※本籍地記載あり、個人番号記載なし。</u>	正1、写し1
■	履歴書〔記載例（職業紹介責任者用）参照〕	正1、写し1
■	＊ 職業紹介責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書 精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。	正1、写し1
■	職業紹介責任者講習受講証明書（選任日前5年以内の受講）	写し2

求人者の範囲及び数並びに求職者の範囲及び数

☐	任意（変更内容が確認できるもの）の書類	写し2
--------------------------	---------------------	-----

※上記書類の内容によっては、補足資料をお願いする場合があります。